

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬請求等 Q & A

(自宅療養以外の一般的部分)

令和3年8月25日

新型コロナウイルス感染症関連の検査等について

Q、PCR 検査や抗原検査を始める時に手続きが必要と聞きましたが

- ・PCR 検査等を自院で実施する場合には、集合契約を結んだうえで、文末の【参照通知】の要件を満たす保険医療機関であれば通常の公費請求をすることが可能です。契約方法等は地区医師会等にお問合せ下さい。

Q、検査の公費番号と自宅療養の公費番号は違うのですか？

- ・例えば世田谷区の検査の公費番号は以下の通りです。

公費負担者番号 28131290 受給者番号 9999996

- ・新型コロナウイルス感染症の検査実施料・検査判断料のみが公費対象です。
- ・公費対象外となるもの
 - 新型コロナウイルス感染症の検査にかかる検体採取料（鼻腔・咽頭拭い液採取(5点)、静脈血採取(35点)）のほか、初再診料、院内トリアージ実施料なども公費対象外です。
- ・無保険の患者の場合は、検査実施料・検査判断料のみを28単独で支払基金（社保）に請求し、初診料等は患者から自費で徴収してください。
 - レセプトの摘要欄に「無保険の患者に対し新型コロナウイルス検査を行った。」等の記載をしてください。
- ・同月に自宅療養等となった場合は第①公費に検査料の公費番号、第②公費に宿泊療養者または自宅療養者他の公費番号を入力します。
- ・上記公費にプラスしてマル親、マル障、マル乳、マル子等の医療費助成がある場合、4者併用となりレセコンメーカーによって対応が異なりますのでご確認ください。
- ・公費番号、特に検査の番号は市町村ごとに割り振られていて医療機関の所在する市町村の番号を使用します。患者の住所地ではありません。

【参考】東京近郊の新型コロナウイルス感染症の検査を請求する番号

・市区町村によって番号が異なる(他の自治体は文末の厚生労働省の通知参照)

	公費負担者番号	受給者番号		公費負担者番号	受給者番号
千代田区	28130193	9999996	品川区	28130995	9999996
中央区	28130292	9999996	目黒区	28131092	9999996
港区	28130391	9999996	大田区	28131191	9999996
新宿区	28130490	9999996	世田谷区	28131290	9999996
文京区	28130599	9999996	渋谷区	28131399	9999996
台東区	28130698	9999996	中野区	28131498	9999996
墨田区	28130797	9999996	杉並区	28131597	9999996
江東区	28130896	9999996	豊島区	28131696	9999996
横浜市	28141505	9999996	川崎市	28142503	9999996
さいたま市	28111508	9999996	川越市	28112506	9999996
千葉市	28121507	9999996	船橋市	28122505	9999996

Q、同一日に抗原検査とPCR検査を行うことは出来ますか？

- ・ 新型コロナウイルスの検査は、「陰性と結果が出ても医師が新型コロナウイルス感染を強く疑った場合には再度 1 回に限り算定できる」としていただきますので、最初に抗原検査を行い陰性と結果が出たが、医師が疑った場合は、同一日にPCR検査を行うことは可能です。

ただし、最初にPCR検査を行い外部の検査機関に検査を依頼する場合は、検査結果は翌日以降となる場合が多く、また、抗原検査はPCR検査に比べ精度が低いため、同一日にPCR検査を行い陰性と結果が出た後に抗原検査を行い、診療報酬請求することは難しいと思われます。(ただし、PCR検査においても自院で検査を実施できる体制を有する医療機関等迅速に結果が出る場合や、精度が低い抗原検査を行う明確な理由がある場合もあるため、一律に審査等が行われるわけではありません)(東京都医師会HPより引用)

- ・ レセプトには詳記の記載義務はありませんが、審査等をスムーズにするために詳記を記載することが望ましいです

Q、同一日に他の検査を行った場合の判断料、採取料等の算定は？

- ・ 判断料はそれぞれの検査に対応する判断料を算定できます。新型コロナウイルス感染症だから何か特別なルールがある訳ではありません。
- ・ 同一日に検査を複数回実施し、鼻腔・咽頭拭い液採取(5点)を2回以上施行した場合であっても、1日1回の算定となります。

Q、PCR検査は月の上限回数がありますか？

- ・ 1人の患者について月の上限回数の明記はありませんが、必要性等の詳記を記載することが望ましいです。

Q、PCR検査等の公費適用の判断基準は？

- ・患者の状態から医師の診察で必要と判断された場合は公費適用となります。

Q、スタッフが濃厚接触者となった場合は出勤停止となりますか？

- ・下記の要件を満たせば診療に従事することが可能です。
 - ・ 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること
 - ・ 新型コロナウイルスワクチンを 2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
 - ・ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
 - ・ 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

※新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819920.pdf>

Q、スタッフへの検査費用は公費適用されますか？

- ・ 公費適用の可能性がありますので、下記通知をご確認ください。
 - (2) 医師の判断により診療の一環として検査を実施する場合(公費適用)
医療機関の医師が、個別に当該者の診療のために必要と判断して検査を実施する場合、公費適用となります

※医療機関における無症状者(職員、入院患者等)への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について(再周知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

Q、新型コロナウイルス感染症関連の検査を実施した場合のレセプト記載は？

- ・ 以下のとおり記載が必要ですのでご注意ください。
 - ◆ 検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合
 - ・ 検査を実施した施設名（筆者注：検査会社名）
 - ◆ 検査結果が陰性であったが、COVID-19 以外の診断がつかず本検査を再度実施した場合
 - ・ 本検査を必要と判断した医学的根拠

Q、検査のマスターコードは決まっていますか？

- ・ 「SARS-CoV-2****」などの名称でありますので、電子カルテ／レセコンの代理店にご確認ください。

その他の診療報酬

○慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（147点）（月1回）について（令和2年4月10日から適用）

・対象患者

電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている「管理料等」を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、当該管理料等の注に規定する「情報通信機器を用いた場合」の点数を算定できる。

なお、当該管理を行う場合、対面診療の際の診療計画等については、必要な見直しを行うこと。

「管理料等」：特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料及び生活習慣病管理料

○臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療と対面診療が混在する場合の算定の可否

算定パターン	可否
電話等の慢性疾患の診療（147点）1回 ＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）1回を同月内の別日に算定	○
電話等の慢性疾患の診療（147点） ＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）を同一日に算定	×
電話等の慢性疾患の診療（147点）1回 ＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）2回を同月内の別日に算定	×
電話等の慢性疾患の診療（147点）を同一月に2回	×

○精神疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）（147点）について（令和2年4月22日から適用）

・対面診療において、精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者について月1回算定できます。

○電話再診時の在宅療養指導管理料（在宅酸素療法指導管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料、在宅自己注射指導管理料等）の算定について

- ・過去3月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、患者又は患者の看護に当たる者（以下、「患者等」という。）に対して、療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行い、衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に限り、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算を算定できる。

この場合、在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等の内容、患者等から聴取した療養の状況及び支給した衛生材料等の量等を診療録に記載すること。また、衛生材料又は保険医療材料の支給に当たっては、患者等に直接支給すること。

ただし、患者の看護に当たる者がいない等の理由により患者等に直接支給できない場合には、当該理由を診療録に記載するとともに、衛生材料又は保険医療材料を患者に送付することとして差し支えない。この場合において、当該患者が受領したことを確認し、その旨を診療録に記載すること。

※（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）より）

○「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の算定可否（厚生局東京事務所確認済み）

【初診料】（令和2年4月10日から適用）

○初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合

- ・初診料（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）214点加算の可否

（以下それぞれの要件を満たした場合） 乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、小児科標榜保険医療機関における夜間・休日・深夜の特例加算、夜間早朝等加算	○
機能強化加算	×

【再診料】（令和2年2月28日から適用）

○臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合

- ・電話等再診料 73点加算の可否

（以下それぞれの要件を満たした場合） 乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、小児科標榜保険医療機関における夜間・休日・深夜の特例加算、時間外対応加算、夜間早朝等加算、明細書発行体制等加算	○
外来管理加算、地域包括診療加算、認知症地域包括診療加算、薬剤適正使用連携加算	×

【医学管理等】（令和2年4月10日から適用）

○臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療と対面診療が混在する場合

- ・電話等の慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）147点（月1回）

電話等の慢性疾患の診療（147点）1回＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）1回を同月内の別日に算定	○
電話等の慢性疾患の診療（147点）＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）を同一日に算定	×
電話等の慢性疾患の診療（147点）1回＋（対面）特定疾患療養管理料（225点）2回を同月内の別日に算定	×
電話等の慢性疾患の診療（147点）を同一月に2回	×
電話等の慢性疾患の診療（147点）1回＋在宅自己注射指導管理料1回を同一日（又は同月内）に算定	×

【処方箋料】

○臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療し処方箋料を交付した場合

- ・処方箋料 68点（40点、28点）

加算の可否

一般名処方加算	○
特定疾患処方管理加算	？

※特定疾患処方管理加算については現状算定できるともできないとも言えない

※一般名処方加算の適用日については不明

介護報酬

○介護保険：居宅療養管理指導費について

- ・新型コロナウイルス感染症特例として月の請求単位数の0.1%を上乗せできます。

	サービス内容略称	単位数	サービスコード
居宅療養管理指導	居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	所定単位数（月合計） の 1/1000 加算	3 1 8 3 0 0
介護予防 居宅療養管理指導			3 4 8 3 0 0

- ・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の場合、月1回1単位が加算できます。
- ・上記のいずれかのサービスコードで請求を行ってください。

【参照通知】

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644313.pdf>

(1) 行政検査の委託

(中略)

○令和2年3月6日よりPCR検査に保険適用が、同年5月13日より抗原定性検査に保険適用が、同年6月25日より抗原定量検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 行政検査として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関

(中略)

○このうち、医療機関が、「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するために具体的に求められる要件については、以下の通りとする。

1、PCR検査(唾液)のみを行う場合は次のア～ウの全てを満たすこと。

ア、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている(少なくとも診察室は分けることが望ましい)

イ、必要な検査体制が確保されている

ウ、医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。

具体的には、以下のような要件を満たすことであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その2)」(令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)を参照すること。

・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

※その他「PCR検査(喀痰、鼻咽頭拭い液等の唾液以外の検体)又は抗原検査も実施する場合」の規程もありますので、該当する医療機関は上記通知をご確認ください。